

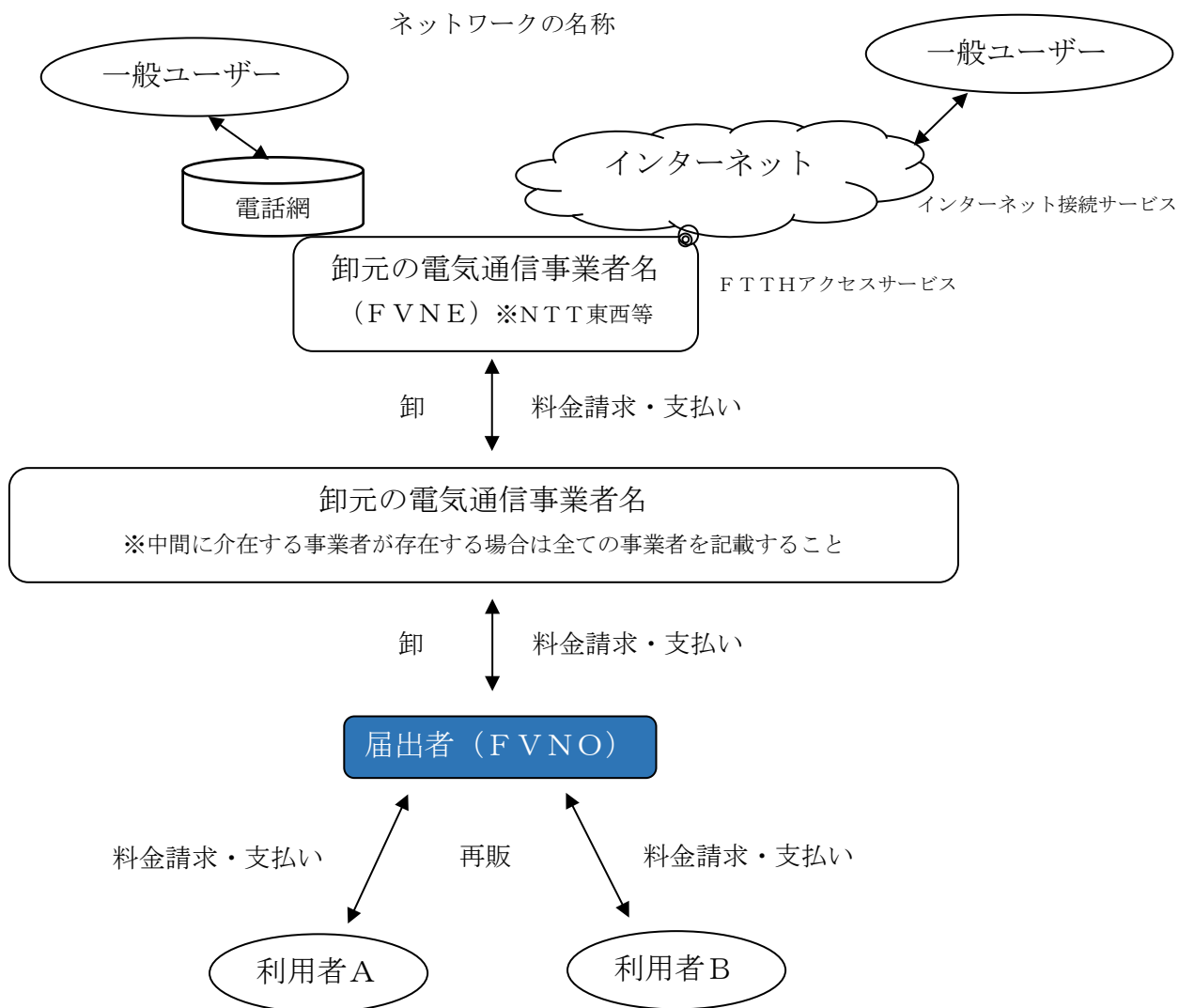
様式第3（第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

ネットワーク構成図

【提供するサービス】IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス

※提供するサービスのみを記載すること

※ネットワークの名称又は利用者向けのサービス名等があれば併せて記載すること



様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務	
1	加入電話		
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
3	中継電話（国際電話であるものを除く。）		
4	国際電話等	国際電話	
		国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話		
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	
		第五世代移動通信システムを使用するもの	
		三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
7	PHS		
8	I P電話	当該I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	再販
		当該I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	再販
9	ワイヤレス固定電話		
10	衛星移動通信サービス		
11	FMCサービス		
12	インターネット接続サービス	再販	
13	F T T Hアクセスサービス	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	再販
		共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの	再販
14	D S Lアクセスサービス		
15	F W Aアクセスサービス		
16	C A T Vアクセスサービス		
17	携帯電話・PHSアクセスサービス		
18	三・九一四世代移動通信アクセスサービス		
19	第五世代移動通信アクセスサービス		
20	ローカル5 Gサービス		
21	フレームリレーサービス		
22	A T M交換サービス		
23	公衆無線L A Nアクセスサービス		
24	B W Aアクセスサービス	全国B W Aアクセスサービス	
		地域B W Aアクセスサービス	
		自営等B W Aアクセスサービス	
25	I P－V P Nサービス		
26	広域イーサネットサービス		
27	衛星アクセスサービス		
28	専用役務	国内電気通信役務であるもの	

	国際電気通信役務であるもの	
29	アンライセンスLPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
32	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		ローカル5Gサービスに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
33	ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの
		第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの
34	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
35	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	